

地名散歩

第97回 大通・上通・下通—「通り」の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

テレビのニュースで神奈川県庁が話題になると必ず写るのが、昭和3年(1928)に竣工した横浜市中区の旧県庁舎である。どこか和風を感じさせつつ堂々たる建築だが、令和元年(2019)12月に国指定重要文化財に指定された。その旧庁舎が面しているのは、これまた立派な「日本大通り」という広い通りだ。横浜市内で育った私にとっては聞き慣れているので違和感はないが、思えばずいぶん大仰な通り名ではないだろうか。とにかく昔から市の中心地なので、他にも日本銀行や横浜地裁、開港資料館や都市発展記念館などの由緒ある建物が並ぶ一画だ。

起源は古く、横浜が幕末の安政6年(1859)に「開港場」となって8年後の慶応3年(1867)に一帯が大火で焼失した後、居留地の諸外国

との取り決めに基づいて幅36メートルの幅広い道路を作ったのが最初で、要するに江戸の秋葉原などと同様、防火帯としての大通りである。明治8年(1875)には居留地に設定された30か町のひとつ「日本大通」となった。同32年には山下町に統合されたものの、前述の県庁舎が竣工した昭和3年(1928)に改めて日本大通が町名として復活している。

日本の大通りといえば、昔からの代表的な江戸のメインストリートは東海道だろう。起点の日本橋から南下するのがこの街道だが、京都に向けて最初に歩く町名は単に「通」であった。まさにザ・ストリートという趣を感じさせる江戸時代からの町名で、日本橋から現在の中央通りに沿ってその両側4丁目(約436メートル+道路幅)にわたって通一丁目から



渋谷区に存在した上通(左上)と中通(右)。いずれも電車道沿いの細長いエリアで、通りの両側で奇数・偶数の地番を分けていた。東京日日新聞社「渋谷区明細地図」昭和10年



名古屋市南東部に位置する昭和区に設定された東西に細長い「通り町」。上端の御器所通から紅梅町、天神町などが整然と並ぶ。1:10,000 「名古屋東南部」昭和28年修正

通四丁目が並んでいた。昭和初期の震災復興の区画整理の後も通という町名は残ったが、昭和48年(1973)に住居表示の実施で残念ながら「日本橋」という町名に統合されている。今では八重洲通りを走る都バスの「通り三丁目」停留所がその数少ない名残だろう。

大通といえば札幌の大通公園を思い浮かべる人も多いと思うが、この通りが札幌の街路の東西の基軸になっている。町名としては創成川を挟んで東西に分かれており、大通東1丁目～14丁目、大通西1丁目～28丁目、細長く計5.6キロにわたって続いている。丁目がこれだけ大きな数になるのも珍しいが、札幌では1ブロックの道路幅を除いた正味が1町(1丁、約109メートル)で、ブロックごとに丁目が付いているので、これが本来の姿である。大通(大通り)という町名は札幌に影響されたためか、『角川日本地名大辞典』によれば16のうち道内が6と目立ち、東北地方が5とその他も東日本が多くを占めている。

東京で欧米の「ストリート方式」のような町を実験的に設定した代表例が渋谷区だ。今では知る人も少なくなったが、東京市に編入される4年前の昭和3年(1928)に上通、中通、下通、八幡通など「通」の付く細長い町がいくつも設定された。

このうち上通は青山学院前の港区境から宮益坂を下って山手線をくぐり、道玄坂を上った先の目黒区境に至る長さ約2.0キロ、幅100メートル内外という細長い町で、東端の青山方面から一丁目、二丁目の順に並んでいた。地番はパリなどの通りと同様に進行方向(一丁目→二丁目方向)の左側に奇数、右側に偶数を配している(パリなど欧州のいわゆる「番地」は地番ではなく住居表示のハウスナンバー)。ついであるが中通は渋谷駅前から渋谷川沿いに明治通りを渋谷橋まで、下通が天現

寺橋から渋谷橋、そこから駒沢通りを鎗ヶ崎の目黒区境までというものだった。

いわば「欧州式」の考え方に基づく丁目・地番の進行方式をもつこれらの細長い「通り町」は、住居表示法の街区方式と合わないため渋谷区では昭和40年代に消えたが、他の都市には一部で今も残っており、全国的に調べたわけではないが、たとえば名古屋市昭和区の御器所通(昭和8年設定)を中心とするエリアにまとまって分布している。基本的に東西に細長い町域で、都心に近い西側から一丁目、二丁目と進むので、進行方向左側にあたる北側が奇数だ。これと直交する阿由知通などは北が一丁目なので東側が奇数となる。

他に、細長い「通り町」はその後に住居表示を実施してナンバリングが変わったところもあるが、神戸市灘区西側の摩耶山ケーブルあたりから南のエリアは箕岡通、高尾通、五毛通、薬師通、国玉通、上野通、赤坂通などが昭和5年(1930)～6年に設定した町域がほぼそのまま残っている。

熊本市の中心部には市電に通町筋という停留所があるが、これは北側の上通町と南側の下通の中間に位置する。熊本城の東側に位置する上通町はもと武家屋敷で、明治10年(1877)の西南戦争で焼け野原になった後に商店が建ち並ぶようになった。『角川日本地名大辞典』によれば「手取本町角に九州日日新聞が創業、また文教地区敷ノ内町にも隣接していたことから、書生・文化人相手の書店や洋服店などが立ち並ぶように」なったという。下通町は大正13年(1924)にデパートの千徳が進出したあたりから賑やかな商店街になった。昭和40年(1965)には住居表示の実施で周囲のいくつもの町が合併、「町」の字を外して現在の下通に至る。ここまで幅広くなると「通り町」らしくなくなるのだが。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO.759
2020 April



表紙写真

「春の入学」

第34回写真コンクール佳作
藤浦 陽子 ● 三重会

長男が小学校入学の歳になりました。二人の出産の際にはお休みを頂き、復帰後も色々とお迷惑をお掛けして、誠に恐縮です。三重会会員の皆様、事務局の方々に沢山支えていただき、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

地名散歩 今尾 恵介

03 調査士報告方式について

第3部 オンライン登記申請の導入編への道
日本土地家屋調査士会連合会 オンライン登記推進室

07 土地の表示に関する登記の沿革(16)

都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事 新井 克美

11 第20回 あいち境界シンポジウム 未来のみちを考える

14 境界紛争解決支援センターふくしま 創立10周年記念行事に参加して

16 愛しき我が会、我が地元 Vol.74

富山会/島根会

19 寄附講座に関する意見交換会

22 会長レポート

24 お知らせ

土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウムについて

26 会務日誌

28 団体総合生活補償保険のご案内

29 関西学院大学災害復興制度研究所 「2020年復興・減災フォーラム」

31 土地家屋調査士名簿の登録関係

32 令和元年度土地家屋調査士試験の結果について

33 ちょうさし俳壇

34 事前調査から事件管理・再活用、さらに新規受託をサポート!

土地家屋調査士 調査情報保全活用

調査士カルテ Map

35 編集後記

調査士報告方式について

オンライン登記申請に関する全3回の連載企画の最終回です。前号までの内容で「調査士報告方式」による申請方法や要点については、ご理解いただけたものと思います。今回は、これから初めてオンライン登記申請を始める方々に向けて、導入編への道と題してオンライン登記申請の入り口部分を皆様にお伝えしていきます。

日本土地家屋調査士会連合会 オンライン登記推進室

第3部 オンライン登記申請の導入編への道

オンライン登記推進室 副室長
青木 政直(埼玉会)

【1】オンライン申請をこれから新しく始める方々へ 「導入編への道」

新しくオンライン登記申請を始めようとしている方々は、きっと何から始めればよいのか分からない状況かもしれません。事前準備の概要としては以下のような流れとなります。

- 1) 電子証明書の取得（現在は、ファイル形式に変更されており使いやすい。）
- 2) 「申請用総合ソフト」のインストール及びパソコンの環境設定
- 3) 図面XML署名ツールのダウンロードと設定
- 4) Adobe Acrobat Reader DC（無料）のダウンロードとインストール（電子署名付与のため。）
- 5) その他PDF作成編集ソフト等の準備（Adobe Acrobat DC（有料）やフリーソフトなど。）

事前準備の概要としては上記のとおりなのですが、これからオンライン登記申請を初めてチャレンジしていこうと考えている方々には、少しハードルが高く感じられるかもしれません。しかし、大変申し訳ないのですがこれらの事前準備は各自で行っていただく必要があります（既にオンライン登記申請を始めている他の皆さん方も、ほとんどの方は各自でパソコンの設定をしております。）。

日本土地家屋調査士会連合会（以下「日調連」という。）や単位会などでも、これまでに何度も繰り返しオンライン登記申請に関する研修会や啓発活動を行ってきております。

また、オンライン登記申請の事前準備といたしましては、日調連の会報誌「土地家屋調査士」において、オンライン登記推進室委員の正井利明会員（大阪会）が、2017年6月号（No.725）～2017年8月号（No.727）の3回にわたりとても丁寧に解説されています。

同会報誌のバックナンバーについては、日調連のホームページ（以下「HP」という。）からも閲覧することが可能ですので参考にしてください（「日本土地家屋調査士会連合会HP」→「日調連の活動」→「出版物のご紹介」→「会報誌バックナンバー」→「2017年度版」から、バックナンバーの閲覧が可能）。

ここで、まず初めに行うことは日調連から電子証明書を取得することです。この電子証明書というのは、我々土地家屋調査士の職印に相当するとても大事なものです。紙書面で登記申請を行う場合でも、職印を押印しないことには登記申請が行えないのと同じように、この電子証明書がないとオンライン登記申請ができません。電子証明書をもって申請情報に電子署名をすることにより、申請代理人が土地家屋調査士本人であることを確認証明することができます。

さらに、この電子証明書には、オンライン登記申請システムが一般の公衆通信回線を使用して伝送するので、途中で悪意のある者に覗き見・改ざんされないために、封書の封かんのような役割も果たして

おり、改ざんされたら分かる仕組みです。数年前には、この電子証明書の暗号化アルゴリズムがSHA1から、より強固で解読が難しいSHA2の暗号化アルゴリズムに移行しており、常に安心安全な電子証明書を利用することができるようになっていきます。

なお、電子証明書の取得には時間が掛かりますので、まだお持ちでない方は、速やかに日調連のHPから発行手続を行ってください。

◆電子証明書(セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士)の取得方法

「日本土地家屋調査士会連合会HP」→「会員の広場(会員専用ページ)」→「オンライン申請関係(セコムパスポート for G-ID)」→「利用申込書配布希望のウェブサイト」→「利用申込書配布希望(入力画面)」→(必要事項入力)→「申込(確認画面へ)」

なお、電子証明書の発行までの詳しい説明は、上記「会員の広場」内の「電子証明書の発行について」→「電子証明書発行までの流れ(PDFファイル)」に詳しい説明があります。

[2]申請用総合ソフトの準備と環境設定

「申請用総合ソフト」のインストールを始める場合には、まず初めに「.NET Framework」(ドットネットフレームワーク)の確認をしていただき、「信頼済みサイトへの登録」・「ポップアップブロック機能の設定」・「安全な通信を行うために必要な証明書セコムパスポート for Web SR3.0 の自己署名証明書の確認セコムパスポート」・「申請データ(XML文書)と Internet Explorer の関連付けの追加」・「申請者情報の登録」・「申請用総合ソフトのインストール」・「電子署名に必要な証明書の取得」などを行う必要があります。

既にオンライン登記申請を始めている方々は、これらの設定を一度行っており、事前準備は完了していますが、オンライン登記申請を初めて行おうとされている方々には、文字だけで説明するとそれだけで胸やけを起こしそうな状態ではないかと、お気持ちお察しいたします。ですがご安心ください。これらの設定方法の詳細につきましては、上記会報誌のバックナンバーをご覧ください。か、法務省のHP「不

動産登記の電子申請(オンライン申請)について」や法務省「登記・供託オンライン申請システム」のHPに詳しく説明されています。

文字だけでなく、パソコンの設定画面の状況をスクリーンショットで一つひとつとても丁寧にアイコン表示されて解説されており、本当に分かりやすいものとなっています。

特に法務省「登記・供託オンライン申請システム」のHPの中の【導入編】(「ダウンロード(ソフトウェア・操作手引書)タブ」→「操作手引書(導入編)」→「導入編」)などは、操作方法が詳細に記載されています。

<参照>

「法務省」→「不動産登記の電子申請(オンライン申請)について」

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji72.html>

「登記・供託オンライン申請システム」

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/download.html>

併せて、下記の日調連のHP「会員の広場」から「オンライン申請関係(セコムパスポート for G-ID)」→「オンライン申請環境設定方法」などもご参照ください。特に、図面XML署名ツールや電子証明書の取得方法について詳細に記載されているほか、「Adobe Acrobat Reader DC」を使ったPDFファイルへの電子署名付与の方法についても丁寧に記載されています。

日調連「会員の広場」→「オンライン申請関係(セコムパスポート for G-ID)」

<https://www.chosashi.or.jp/members/repository/>
日調連「会員の広場」→「オンライン申請環境設定方法(オンライン申請環境設定の流れ)」

<https://www.chosashi.or.jp/members/repository/online/>

日調連「会員の広場」→「Adobe Acrobat Reader DCを利用した電子署名について」

https://www.chosashi.or.jp/media/20170203Adobe_Acrobat_Reader_DC.pdf

これらの事前準備は、上記「法務省」や「日調連」の

HPを参照の上、各自のパソコンへインストールをして、パソコンの環境設定などもしていただく必要があります。

しかし、一度設定していただければ、後の操作は通常のワープロと同じような感覚で扱えますので、最初だけ設定をお願いします。

上記導入編の説明などは丁寧に解説されており、順番どおりに操作していけば、ほとんどの方は間違いなく設定できると思います。

それでも、どうしても難しい場合は所属している土地家屋調査士会や地元支部のパソコンに詳しい方に相談をしていただいて、「表示に関する登記の専門家」として積極的にチャレンジしていただけたらと願っています。

大丈夫です。昔から会員の皆様は、「和文タイプライターからワープロへ」、「平板測量からトランシットへ」、アナログからデジタルへと何度も時代の波を乗り越えてきたのですから、一緒にこの時代の変革の波を乗り越えていきましょう。

[3] 電子証明書の切り替えの方々へ

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の有効期間は、発行日から5年となっており、2019年10月末から順次5年の有効期間満了を迎えた方々は、新しい電子証明書への更新が必要です。そこで、新しい電子証明書を受領された方々の中で、PDFファイルへの電子署名ができないとのお話をいただくことが増えてきております。

電子証明書の更新を迎えた方々は、少なくとも既に5年以上前からオンライン登記申請を他の人より先行して利用されていた方々ですので、今回の「調査士報告方式」は更に運用が楽になったと喜んでいただけていることと思います。

そんな中、上記不具合を抱えた方々は、本当にお困りのことと思いますので、一点、注意喚起をさせていただきます。

今回の電子証明書のファイル名は、「土地家屋調査士電子証明書.p12」というファイル名であり、これは従前の古い電子証明書のファイル名と全く同じ名前です。ゆえに、古いファイルと新しいファイルを、取り間違わないようにしていただきたいと思えます。

また、Adobe Acrobat Reader DCなどを利用して、電子署名をされている場合には、再度「新しいデジタルIDを設定」からやり直していただかないと、電子証明書の設定が更新されません。

その場合、電子証明書の保存場所フォルダを変更してから Adobe Acrobat Reader DC を起動して新しく更新していただかないと、古い電子証明書とのリンクが切り替わらない場合があります。電子証明書のフォルダ名に日付を付記するなどして、電子証明書の保存場所フォルダ名を変更しておけば、これらの不具合は発生しないようです。取扱方法と再設定が必要であることにご注意願います。

[4] 図面電子署名「図面XML署名ツール」について

日調連の会報誌「土地家屋調査士」2017年8月号(No.727)において、具体的な図面ファイルの作成について、正井利明会員(大阪会)が詳細に解説されていますので、一部抜粋しながら説明いたします。

土地所在図等(地積測量図や建物図面等)の図面ファイル作成形式には、TIFF(画像)形式とXML(文書)形式の二通りが選択できます。各形式の特徴はさておき、これから図面の電子化に挑戦するという方は、基本的に初期投資が不要(多くの登記測量CADシステムでオプションソフトが不要で、標準でTIFF(画像)形式で書き出すことが可能です。)であり、作図トレーニングも不要なTIFF(画像)形式にて挑戦してみてください。

なお、図面ファイルに付けるべき名前は、あらかじめ規則で決まっていますので、図面ファイルを保存する際には気を付けてください。ファイル名が適切でないと、補正になります。

TIFF(画像)形式(「不動産登記規則第73条第1項の規定により、法務大臣が定める土地所在図等の作成方式」参照)の図面ファイルが完成したら、その図面ファイルから図面XML署名ファイルを作成します。これには専用のツールが必要ですが、土地家屋調査士電子証明書でのみ利用できる「図面XML署名ツール」が、日調連HPの会員の広場で無償公開されていますので、そちらをご利用ください(法務省提供の申請用総合ソフトでも令和2年1月13日更新のバージョン6.1Aから土地所在図等ファイルへの電子署名が直接付与できるように改修されまし

た。)。また、土地家屋調査士法人については、以前は利用できなかったのですが、現在は日調連の図面XML署名ツールが改変更新されており、法人でも利用可能となっております(土地家屋調査士法人等に限る。))。

図面類を添付する際の注意点としては、図面ファイル(TIFF画像ファイル又はXML図面ファイル)と図面XML署名ファイルが、両方一対として揃って初めて本人確認と改ざん有無の確認ができる仕組みになっています。申請情報に添付する際は、図面XML署名ファイルのみを添付するのではなく、図面ファイルと図面XML署名ファイルの両方を一対として必ずペアで添付するようにしてください。いずれか片方しか添付していない場合には補正となります(XML図面ファイルとXML署名ファイルは、名称が似ていますが、まったく別な内容のファイルとなっていますので、意味を間違えないようお願いいたします。))。

続いて、土地所在図等以外の添付情報の添付方法です。

書面で作成された添付情報を全てスキャナによりスキャンしてPDFデータにします。ここで3月号・本稿第2部に記載した日調連発第215号「別添1」のQ&Aにも注意事項が記載されておりますが、ファイルを開いたときの書面の方向等に配慮して、数ページでも1つのファイルとして作成できます。この時のファイル名は、例えば「添付情報」等の記載で差し支えなく、スペース等の使用禁止文字を使わなければ適宜、分かりやすい表記で差し支えありません。

その後、【1】4)、5)で説明したPDF(編集)ソフト等で添付情報ファイルに電子署名を付与します(こちらも、法務省提供の申請用総合ソフトのバージョン6.1AからPDFファイルへの電子署名ができるようになりました。この方式は、電子署名付与の方式がXML署名付与方式となっており、土地所在図等へのXML署名ファイルを添付する方法と同様となっており、直接PDFファイルに署名する方式とは違うので、ご注意ください。))。

また、調査士報告方式の要件となっている不動産登記規則第93条ただし書による報告書についても

PDFファイルを作成し、同様に電子署名を付与します。

これで、申請に必要な添付情報が揃いましたので、あとは申請用総合ソフト等にデータを記録し、申請するだけとなります。

ここで、会員の方から寄せられるよくある問合せについて、ちょっとだけテクニックをご紹介します。

「添付したデータ容量が大きくなってしまい、15メガバイトでは足りない。」という問合せです。これは、PDFでスキャンしたデータ容量が大きすぎるのが原因です。この事例を回避するには、PDFファイルを保存する際に「ファイルが縮小されたPDF」という保存方法を選択して保存してみてください(画質は若干低下します。)。私の例を紹介すると、10分の1くらいまでファイルサイズが縮小されました。50ページくらいのPDFであれば、十分に15メガバイトに納まるはずですので、是非お試しください。

結びに

全3回にわたって、書面の提供を伴わないオンライン登記申請「調査士報告方式」の説明と導入への道をお伝えしてきました。従前の不動産登記令第13条(特則)でのオンライン登記申請をされていた方々からすれば、簡単に「調査士報告方式」に移行できると思います。

また、今回から初めてオンライン登記申請を始めようとしている方々にとっては、今回の第3部オンライン登記申請の導入編への道が、一番身近に感じた内容かもしれません。

しかし、今まで既にオンライン登記申請を行っていた方よりは、確実にスタートのタイミングは遅れております。是非、この「調査士報告方式」を機会にオンライン登記申請のデビューを飾っていただき、時代の変革期に乗り遅れないように、一緒に歩んでいきたいと考えております。一度でも書面の提供を伴わないオンライン登記申請である「調査士報告方式」を体験すれば、何も難しいことではなくなります。

「日々研鑽」「習うより慣れろ」、皆さんと一緒に頑張りましょう。

土地の表示に関する登記の沿革(16)

都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事
新井 克美



第10 国土調査事業

続きから(1 国土調査法制定の経緯は、会報3月号(No.758)に掲載)

2 国土調査の内容

(1) 国土調査の目的と種類

- a 国土調査は、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することにより、国土の開発、保全、利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図ることを目的としている(国調法1条)。
- b 国土調査は、基本調査、土地分類調査、水調査及び地籍調査の4種に大別される(国調法2条1項1号)。

「基本調査」とは、土地分類調査、水調査及び地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量(基準点の測量を含む。)並びに土地分類調査及び水調査の基準の設定のための調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう(国調法2条2項)。

「土地分類調査」とは、土地をその利用の可能性により分類する目的をもって、土地の利用現況、土性その他の土壌の物理的及び化学的性質、浸蝕の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産力に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう(国調法2条3項)。

「水調査」とは、治水及び利水に資する目的をもって、気象、陸水の流量、水質及び流砂状況並びに取水量、用水量、排水量及び水利慣行等の水利に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう(国調法2条4項)。

「地籍調査」とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する調査を行い、その結果に基づいて地図(地籍図)及び簿冊(地籍簿)を作成することをいう(国調法2条4項)。

(2) 地籍調査の実施機関・費用負担

- a 地籍調査の実施機関は、都道府県及び市町村のほか土地改良区等とされている(国調法2条1項3号)が、沖縄県を除き、ほぼ100%が市町村である(注)。
- b 市町村は地籍調査の実施に当たっては国及び都道府県の指導等を受けるが、地籍調査事業は市町村の自治事務(地方自治法(昭和22年法律第67号)2条8号)であるから、地籍調査を実施するか否か、あるいはどこの地域を実施するか等は、市町村が決めることになる。
- c 市町村が実施する地籍調査に必要な経費の2分の1は国が、また、残りの経費の2分の1(全体の4分の1)は都道府県が補助しており(国調法9条の2)、さらに、市町村や都道府県が負担する経費については、80%が特別交付税措置の対象となっていることから、実質的には市町村は5%の負担で地籍調査事業を実施することができる。

(3) 地籍調査の作業手順

ア 地籍調査に関する作業

- a 地籍調査に関する作業については、地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号。以下「作業準則」という。)において、次のとおりとされている(作業準則3条)。
 - ① 一筆地調査(毎筆の土地についてのその所有者、地番、地目及び境界の調査)
 - ② 地籍測量(一筆地調査に基いて行う毎筆の土地の境界(「筆界」)の測量)
 - ③ 地積測定(地籍測量に基いて行う毎筆の土地の面積の測定)
 - ④ 地籍図及び地籍簿の作成
- b 一筆地調査は、調査図素図、調査図一覧図及び地籍調査票を作成して着手する(作業準則15条)。

「調査図素図」は、調査を行おうとする単位区域を適当に区分し、その区分した部分ごとに、登記所の地図又は地図に準ずる図面を透明紙に透き写

したもの又は写真複写したものに、一定の事項を表示して作成する(作業準則16条)。

「調査図一覧図」は、調査図素図の接合関係を示す図面に一定の事項を表示して、調査を行おうとする単位区域ごとに作成する(作業準則17条)。

「地籍調査票」は、毎筆の土地について、原則として登記簿に基づいて作成する(作業準則18条)。

イ 一筆地調査等

a 現地調査は、調査図素図に基づき、おおむね土地の配列の順序に従い、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目及び筆界の調査を行う(作業準則23条)。

b 筆界の調査については次の手順による(作業準則30条)。

① 筆界は、慣習、筆界に関する文献等を参考とし、かつ、土地の所有者その他利害関係人又はこれらの代理人の確認を得て行うこと(同条1項)。

② 土地の所有者等の立会いが得られないことに相当の理由があり、かつ、筆界を確保するに足りる客観的な資料が存在する場合においては、当該資料により作成された筆界案を用いて確認を求めることができること(同条2項)。

③ 土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在が明らかでないため立会いを求めることができない場合で、かつ、筆界を明らかにする客観的な資料が存在する場合は、関係行政機関と協議の上、これらの者の確認を得ずに調査することができること(同条3項)。

④ 土地の所有者等の所在が明らかな場合であって上記確認が得られないとき等は、調査図素図の当該部分に「筆界未定」と朱書すること(同条4項)。

c 地籍測量は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより、座標計算により筆界点の位置を求める方式によって行う(作業準則37条)。

① 地上測量による方式(地上法)

② 空中写真測量による方式(航測法)

③ 地上法及び航測法を併用する方式(併用法)

d 地積測定は、現地座標法により行い(作業準則85条)、地積測定の結果は地積測定成果簿に取り

まとめる(同準則87条)。

e 一筆地調査、地籍測量及び地積測定を終了したときは、地籍調査票、調査図、原図及び地積測定成果簿に基づいて、地籍簿案を作成する(作業準則88条)。原図及び地籍簿案について一般の閲覧に供し、地図及び簿冊の修正の手続が終了した(国調法17条)ときは、これらを、地籍調査の成果としての地籍図及び地籍簿とする(作業準則89条1項)。

ウ 成果の取扱い

a 市町村は、地籍調査の結果に基づいて地図及び簿冊を作成した場合は、その旨を公告し、市町村の事務所において、その公告の日から20日間、地図及び簿冊を一般の閲覧に供した上、調査上の誤り等について申出があった場合、その申出に係る事実があると認めるときは、地図及び簿冊を修正する(国調法17条)。

b 地図及び簿冊の閲覧手続が終了した場合、市町村は、都道府県知事に、地図及び簿冊を送付する(国調法18条)とともに、その地図及び簿冊(成果)について認証を請求する(国調法19条1項)。

都道府県知事は、成果の認証の請求を受けた場合は、その成果に測量若しくは調査上の誤り又は一定の誤差がある場合を除くほか、国土交通大臣の承認を受けた上で、その成果を認証する(国調法19条2項、3項)。

都道府県知事は、国土調査の成果を認証する場合は、政令で定める手続により、国土交通大臣の承認を得なければならない。そして、都道府県知事は、国土調査の成果を認証した場合は、遅滞なく、その旨を公告する(国調法19条4項)。

(注) 鮫島信行「新版日本の地籍」85ページ

3 地籍調査の成果と表示に関する登記

(1) 地籍調査の成果に基づく表示に関する登記

a 都道府県知事は、地籍調査の成果を認証した場合は、地籍調査に係る土地の登記事務をつかさどる登記所に、当該成果の写しを送付する(国調法20条1項)。

b 登記所は、送付に係る地図及び簿冊に基づいて、土地の表示に関する登記等をしなければなら

ない(国調法20条2項)。

この送付に係る地図及び簿冊に基づいてする登記は、国土調査法第20条第2項の規定を根拠として実行されるものであって、地籍調査の成果の正確性については法令上の根拠ないし担保がある(この問題点については後述する。)ので、登記官は実地調査(不登法29条、不登規則93条)をするまでもなく、その成果に基づいて直ちに登記をして差し支えないものとされている。

(2) 地籍図の取扱い

- a 国土調査法第20条第1項の規定により登記所に送付された地籍図は、その登記が完了した後に、地図(不登法14条1項)として備え付けることを不適当とする特別な事情がある場合を除き、地図として備え付ける(不登規則10条5項)。この地籍図を地図として備え付けた場合において、従前の地図又は地図に準ずる図面(不登法14条4項)があるときは、登記官は、当該従前の地図又は地図に準ずる図面の全部又は一部を閉鎖する(不登規則12条1項前段、4項)。
- b 登記所に送付された地籍図の取扱いの経緯については、5の(8)(本誌2月号No.757)を参照されたい。

(3) 国土調査実施地区内に存する地積測量図の取扱い

- a 土地改良法(昭和24年法律第195号)又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく換地処分の公告があった場合には、当該換地計画に定める換地は、その公告のあった日の翌日から従前の土地とみなされ、従前の土地について存する権利は、その公告のあった日に消滅するものとされている(土地改良法54条の2第1項、土地区画整理法104条1項)。

このため、登記官は、土地改良法又は土地区画整理法に基づく換地処分の登記をした場合は、従前の土地に係る土地所在図又は地積測量図を閉鎖することとされている(不登規則85条2項3号)。
- b これに対して、地籍調査は、次に述べるように、土地の現況を調査記録するという単純な事実行為に過ぎず、国土調査の成果に基づく登記によって、新たな地積測量図が提出されたり、新たな土地の

筆界が創設されるものではないから、国土調査の実施地区内に存する土地について登記所に提出されている地積測量図を除却することはできない。

しかし、国土調査の実施機関は、地籍調査を実施するに当たって、登記所に保管されている地積測量図をあまり重要視していない結果(この問題点については(5)のウにおいて後述する。)か、この地積測量図の内容と、法14条地図及び登記記録上の地積が齟齬している事案が散見された。

このため、登記官は、国土調査の成果に基づく登記をした場合には、当該国土調査の実施地区内に存する土地について国土調査の成果に基づく登記をしたか否かにかかわらず、当該登記の前に提出された地積測量図の適宜の箇所に「国土調査実施前提出」と記録するものとされている(不登準則57条)。

(4) 地籍調査の法的性格

- a 国土調査法に基づく地籍調査は、次に掲げる裁判例が判示するように、それ自体あるいは地籍調査に基づいて作成された地籍簿や地籍図は、土地の現況をあるがままに調査・把握して記録するものであるから、新たに筆界を形成したり、確定したりする効力を有しない。
- b 福島地方裁判所昭和39年9月24日判決(行政事件裁判例集15巻9号1,874ページ)は、「国土調査法による地籍調査は、国又は公共団体等が国土に関する各種施策を策定し又はこれが実施の円滑化を図るための基礎的資料を蒐集する目的の下に『毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する』ものであるから、その限りでは、土地の現況を調査記録するという単純な事実行為にとどまり、調査の成果たる地籍簿及び地図は行政庁の内部における一資料の意味しかなくそれらの記載によって国民の権利自由が侵害される余地は全く存しない」ので、「たまたま国土調査に際し土地の境界を誤った事実が仮に存したとしても、その為に真実の権利者が権利を失うものではなく、逆に相手方が権利を取得するものでもないものであって、原告は隣地の所有者を相手どって所有権確認又は境界確定の訴

えを提起すれば必要且つ充分というべきであり、その訴えで国土調査の成果と異なる境界線を主張することは何ら妨げない」と判示している。

そして、前掲判決は、所有権確認訴訟又は筆界確定訴訟において、国土調査において認定された境界線の位置が有力な証拠方法とされることが全くないとはいえないが、これにより一方当事者の蒙る不利益は全く間接的かつ事実上のものに止まり、権利自由の侵害というに値しない旨を判示している。

c 都道府県知事等が行う地籍調査の成果に対する認証について、前橋地方裁判所昭和60年1月29日判決(訟務時報31巻8号1,973ページ)は、「その請求に基づき、前述の如く行政庁の内部資料たる地籍調査の成果に対し、その成果が測量若しくは調査上の誤り又は国土調査法施行令第六条で定める限度以上の誤差がないかどうかを審査するもの(国土調査法第十九条第二項)であり、これによっではじめて右の成果を公簿の修正及び土地に関する基礎資料となしうるものである。従って、右請求及び認証は、いずれも右成果につき一定の限度でその精度を担保するための制度的保障としての行政庁相互間の内部的行為に留まり、対外的に国民の法律上の地位ないし具体的権利義務関係に直接影響を及ぼすものではない」と判示している。

d 地籍調査の成果に基づいてされる登記について、前掲前橋地方裁判所判決は、「地籍調査の実施によって明らかにされた当該土地の現況を前提として、土地の物理的形狀等に何らの変動もないままに、これに対応する登記簿の表示の部分を変更するものであったり、……これにより直接国民の権利義務を形成しあるいはその範囲を確定する性質を有するものではない」と判示している。

また、同判決は、登記官が認証された地籍図の写しを地図として登記所に備え付けることについて、「右地図は地籍調査の成果として当該土地について、その形状、位置関係等の事実状況の把握を目的とするものに過ぎず、これによって実体的

に土地の権利関係、境界等を確定する効力を有するものではない」と判示している。

e 車庫証明の発行を受ける資格の審査や固定資産税及び都市計画税の賦課における不利益について、岡山地方裁判所昭和59年3月21日判決(判例タイムズ534号210ページ)は、行政庁が国土調査の成果(ないしは成果に基づく登記)を各行政事務処理上の一資料として用いることによる事実上の効果に過ぎず、上記の審査又は賦課処分に当たって、地籍簿及び地籍図の作成表示に法的拘束力があるとする根拠とはならない旨を判示している。

そして、同判決は、筆界確定の訴え及び取得時効の成否における不利益について、当事者が国土調査の成果を訴訟上の一証拠資料として用いることによる事実上の問題に過ぎないし、また、一般人が地籍簿又は地籍図の閲覧をしてこれを取引の資料として活用することも単なる事実上の不利益であって、他に地籍簿又は地籍図の作成表示に対し土地の所有者の権利利益を侵害するような法的効力を付与した法令の規定を見いだすことはできない旨を判示している。

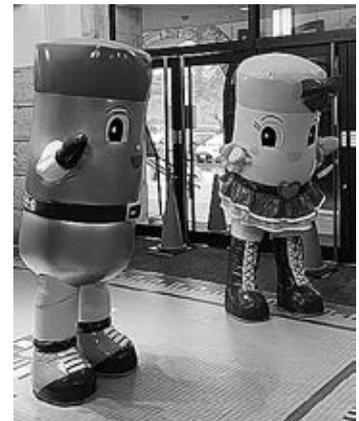
f しかし、前述のとおり、隣接土地所有者間で協定された境界が客観的に固有する境界と相違しているときは、これら境界には含まれた土地部分は、一方から他方へ譲渡される暗黙の合意があったと解される(大阪高等裁判所昭和38年11月29日判決・下民集14巻11号2,350ページ)。地籍調査の一筆地調査において、隣接地所有者が立ち会い、一筆ごとに土地の範囲や境界を確認し、所有者が合意した土地の境界に「杭」を打ち、さらに20日間の閲覧に異議申立ての機会があったことに鑑みれば、この立会いの際に境界の合意があれば、地籍調査の効力としてではなく、この合意の効力として、所有権移転の効果が生ずることもあり得る(福岡高等裁判所平成11年2月25日判決 訟務月報47巻11号3,205頁)。

(次号へつづく)

第20回 あいち境界シンポジウム

未来のみちを考える

日時：令和2年1月23日(木) 13:00～16:50
会場：名古屋市公会堂 大ホール(名古屋市昭和区)
主催：愛知県土地家屋調査士会
後援：名古屋法務局、国土交通省中部地方整備局、愛知県、名古屋市、岡崎市、中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社、建通新聞社、CBCテレビ、テレビ愛知、東海ラジオ、CBCラジオ



第1回あいち境界シンポジウムが開催されたのは今から30年前、平成となって間もなくの頃だったという。歴史ある本シンポジウムの今年のテーマには、昨年、一昨年と取り組んだ狭あい道路問題をとり上げ「未来のみちを考える」とした。

あいにくの雨模様の日となったが、会場には、官公署職員137名、議員58名、他会所属土地家屋調査士95名、愛知会会員192名、一般市民22名、合計504名という多数の来場者があった。

冒頭の伊藤直樹愛知県土地家屋調査士会長からは、狭あい道路の問題は、全国の土地家屋調査士が、防災・減災の観点に立ち、真剣に考えなければならない。不動産の専門家であれば、所有者不明土地問

題、狭あい道路問題も含め、しっかり国民に伝えなければならないと挨拶があった。

続いて、國吉正和日本土地家屋調査士会連合会長は、土地家屋調査士制度が制定70周年を迎える今年には「つながり」をキーワードに、一般市民の方々、関連団体、行政機関の方々とのつながりを持って、土地家屋調査士が何をやっていけるのかを考えていく機会とする。記念行事としてシンポジウムを全国で展開していく計画であり、本日がその第一日目であると挨拶された。

【第1部】講演

講演1「地域福利増進事業の現状について」

国土交通省 土地・建設産業局 企画課長 安岡義敏氏

地域福利増進事業とは、所有者不明土地を、公園の整備といった地域のための事業に利用することを可能とする制度であり、都道府県知事の裁定により、所有者不明土地に10年間を上限とする使用権



を設定して利用できる制度である。安岡氏は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の担当でもあり、土地基本法見直しの政府最終案は、今まさに詰め段階であると話された。

土地所有者不明土地問題のこれまでの動きについて事例を挙げて説明され、土地基本法の見直しを含めた政策、今後の展開を講演された。

講演2「減災への扉」

参議院議員 豊田俊郎氏

土地家屋調査士であり、千葉県八千代市長を3期12年された経験を生かされて、空き家問題、土地所有者不明問題に真正面から取り組まれている。狭あい道路も非常に大きな社会問題と考えられており、全国で活動されている。



土地基本法は、平成元年に成立した法律であり、当時と今とでは社会情勢が大きく変わり、全国的に所有者不明や管理不全土地が社会問題化している。人口減少社会に対応していない現行法は、抜本的に見直されることになった。

土地管理の基本となる地籍調査の円滑化・迅速化のため、所有者探索においては調査手続の見直し等、実行性を高めるための取組が検討されている。

狭あい道路が、いかに住民の生活を脅かし、危険をはらんでいるか。狭あい道路に接した住宅の現状を、統計(総務省)、成功事例等の紹介を交えて講演された。

【第2部】パネルディスカッション

災害時に救急車や消防車が通ることができない4メートルに満たない狭い道がある街を、どうしたら安全で住みよいまちにしていくことができるのか、その環境づくりについて考える。



○パネリスト

豊田俊郎氏(参議院議員)

横井利明氏(名古屋市会議員)

安岡義敏氏(国土交通省土地・建設産業局企画課長)

鈴木広行氏(岡崎市建築部次長建築指導課長兼務)

井上 隆氏(株首都圏総合計画研究所代表取締役他著書「狭あい道路と生活道路の整備方策」他)

○コーディネーター

伊藤直樹氏(愛知県土地家屋調査士会会長)



①未知の土地から街づくり～所有者不明土地の問題と解決について～

伊藤氏：土地基本法第6条、第6条2項において土地所有者等の責務が示され、制限もされ得る改正点について。また、土地家屋調査士制度制定70周年記念事業として、愛知会は「地域福利増進事業」に取り組むたいと抱負を述べた。

安岡氏：地域福利増進事業を実現するには、憲法29条財産権による制約等非常に難しい問題があるが、10年間で全国100か所実施を目標に掲げている。所有者不明土地は放置しておけば、社会的問題になってしまう土地。専門家の方々に関与していただき、地域の方々とも連携を取っていきたい。

横井氏：名古屋市の65歳以上の単身高齢化世帯が約12万世帯ある。少子高齢化、都市部と地方の町村の二極化により、所有者不明土地は益々増加する。名古屋市の平成30年度決算の統計数字を示し、所有者不明土地は市内に3,000筆程度と想定した。市が共有地の一部を道路用地として買収する際、所有者探索に手間を要した事例を紹介、名古屋市の所有者不明土地の実態を報告された。

鈴木氏：森林、宅地、農地、それぞれの所有者不明土地となる要因、実態を説明。防災や災害復旧が滞る可能性があることを懸念。また、空き家問題からみる所有者不明土地の建物

は、管理不全となりやすく生活環境への悪影響を及ぼしている。行政の役割は民間の不動産流通が困難な空き家の掘り起こしと考へており、相続登記未了空き家を対象に相続人調査を行い、相続人に対して空き家の売却や賃借等の活用を促す取組を積極的に行っている。

井上氏：東京都心の小さな町で路地を挟み300店舗が建ち、小火も何度かあり、何とかしようと地元の方と議論している地域がある。似た事案で、大阪法善寺横丁は二度の火災で焼失したが、路地の町並みの風情を再現した。大阪市が建築基準法第42条第2項に基づく道路(みなし道路)の廃道とともに、この通路に面する敷地すべてを一つの敷地とみなす連坦建築物設計制度を適用したことによる。そのために必要な適用区域すべての地権者、借地権者の合意が得られたからだ。今、手掛けている物件の登記簿上の住所に手紙を送ったが三割くらい宛先不明で返ってきた。地権者の特定をしていかなければならないと、進行中の事案を紹介した。

安岡氏：固定資産税台帳等の調査は、民間の方でも公共的な目的のためであれば必要な範囲で。所有者不明土地も様々な状況があるので、状態に合った使い勝手の良い制度を模索していく。

豊田氏：所有者不明土地の発生を予防するための仕組みのパブリック・コメントが実施中である。隣接所有者による所有者不明土地の利用・管理、民法の隣接相隣関係規定の見直しもされていることを紹介。新たな法整備も必要である。パネリストの方々から実例として参考となる話を伺えたと前半を総括された。

②みちづくりは街づくり 未来のみちを考える

～減災と狭あい道路の解消について～

伊藤氏：前半は狭あい道路の研究、検討。ここからは、所有者が利用する以上は責務において道路後退する。狭あい道路解消のために、今後どのように踏み込んでいくのか、お話しいただきたい。

井上氏：狭あい道路に関する講演を数多くされている。多くの都市問題を生じる要因となっている狭あい道路がなぜ広がらないのか。どうすればよいのか。先進自治体での取組を

紹介した。

安岡氏：新しい土地基本法では土地所有者の責務がうたわれている。狭あい道路を解消するための後退も、所有者の責務として求められることを認識し、現状を知ってもらうことが大事なことである。

鈴木氏：狭あい道路の解消を、建築基準法と狭あい道路の拡幅整備に関する条令(平成18年施行)の二段構えで対応している。条例によって手厚い補助制度、並びに明確に指導ができるようになった。さらに路線を進めるために、大人世代だけでなく、子供の頃から狭あい道路拡幅整備に関心を持たせることにより、将来の道路整備につなげていくことを広報の目的と位置づけた。ゆるキャラのオカザえもんと共に狭あい道路について学ぶ広報動画を制作した。4月に構成がまとまりスピード感を持って展開、6月にケーブルテレビで放映。様々な場面で活用し、当日会場でも上映され、来場者にDVDが配布された。今後は、担当職員発案による拡幅整備PRキャラクターを作り、来年度発行の市広報誌に「狭あい道路拡幅・ブロック塀・耐震」を住環境整備セットとして特集を組み、啓発、促進に努める。

井上氏：狭あい道路問題は、専門家だけが知っているでも解決しない。ありとあらゆる機会に広めていくことが大事である。

横井氏：名古屋市の条令化に向けた課題や検討、想定する流れを説明した。狭あい道路解消は引き続き、まったなしの重要な行政課題と認識している。

豊田氏：それぞれの市町村が、積極的に住民の安心安全を確保するため努力されていることに感謝を述べた。また、土地家屋調査士には狭あい道路の現場に接する機会も多いので、是非、発信をお願いする。政治家はその発信をしっかりと受けとめて行政の中で反映していくことが必要だと思っていると総括された。

伊藤氏：パネリストの皆様のお話をしっかりと勉強させていただき、愛知県土地家屋調査士会として、狭あい道路の研究を、更に続けてまいりたいと宣言した。

広報員 上杉 和子(三重会)

境界紛争解決支援センターふくしま 創立10周年記念行事に参加して

令和元年12月14日土曜日、福島県郡山市にある「ホテルハマツ」において開催された「境界紛争解決支援センターふくしま創立10周年記念行事」に参加してまいりました。昨年からのセンター長の熱い思いがあり、今回の記念行事の開催となりました。

当日までの準備期間は約1年前から始まりました。理事会、本会総会で承認を受け、準備委員会では、何度も何度も打合せを行っておりました。

開催が決定してから、最初のミッションは講師の選考でした。記念行事なので、会員はもちろん、役所関係者や多くの一般の方々に来場していただきたいので、著名な方をお願いしたい。でも、有名すぎるとギャラやスケジュールの問題もあると、二転三転しました。講演会の講師派遣を行っている会社へ問合せをして、候補者を探しました。また、知り合いの弁護士の方に、アドバイスをもらうなどしていただきました。多くの候補者の中から今回は、フジテレビのお昼の情報番組「バイキング」に出演されている国際弁護士の清原博先生をお願いすることになりました。

会場については、郡山市郊外に大きな公的のイベント会場があるのですが、交通の便を考えると、駅の近くで多くの来場にも対応することができる所を探しました。郡山が地元の本会会長にいろいろ交渉していただいて、「ホテルハマツ」に決定しました。

日程、講師、場所と決まりましたので、後は当日に向けての準備です。

多くの方に記念行事の告知をしようと、いろいろな宣伝をしてみました。

普段から、10秒CMをお願いしている地元のFMふくしまに、60秒ほどのラジオCMを2回流してもらおうよう依頼しました。地元の新聞社3社にも挨拶に伺い、内容を紹介し写真を撮影していただき、新聞にも掲載してもらいました。支部で開催した「地上絵プロジェクト」の取材をお願いした経緯で知り合いになった、地元のテレビ局にもCMを3回ほど流してもらいました。また、県内のJRの主要駅6か所にも1週間ほどポスターの掲示をお願いしました。公益社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査

士協会の方でも県内の市町村役場にもポスターの掲示をお願いしました。後は、準備委員が知り合いの所へ訪問し、ポスターの掲示をお願いしました。

当日は、私も準備委員の一人として参加しました。開演は午後2時からだったので、お昼に会場に集合し

ました。今回は、公益社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との共催ということもあり、多くの役員の方と協力して開催できたので、同じ土地家屋調査士とはいえ、なかなか一緒に行事を行うことはないの、大変良かったとも思います。記念講演と同時に福島地方法務局にも協力していただき、無料相談会のブースも設置しました。

午後1時30分に開場しました。初めは会員くらいしか会場にはいなく、役員一同不安な時間を過ごしておりましたが、午後2時が近づくにつれ、多くの方に来ていただくことができ、会場は150人くらいの入場となりました。

午後2時から安部センター長の「センターふくしま講話」が始まりました。まずは、一般の方に向けて、土地家屋調査士の業務の説明から始まりました。ここはアニメを用いて、非常に分かりやすいものでした。続いて、境界問題解決方法の違いの説明ということで、今までは、裁判所を利用して白黒はっきりさせる解決方法だったものが、境界紛争解決支援センターでは、話し合いを行い、その後和解して、今後も双方円満に暮らしていきましょう、と説明がありました。それから、筆界と所有権界の違いから起こる境界紛争問題。一般の方には分かりづらい境界の違いを分かりやすく説明していました。境界問題に限ったことではありませんが、コミュニケーション不足や、認識不足が紛争の引き金になっていると感じました(夫婦問題もしかり…)。最後に、筆界特定制度、ADRセンター、筆界確定訴訟のそれぞれの違いと、どういった場合に活用すればいいかという





説明があり、講話は終わりました。一般の方には大変分かりやすい講話であったと思います。準備や練習は大変であったと思います。

休憩を挟んで、午後3時から清原先生の基調講演となりました。フジテレビの「バイキング」というお昼の情報番組にご出演されているということです。清原先生は、東京外国語大学をご卒業後、翌年に司法試験に合格。日本では裁判官、検察官の職務を経て、その後渡米され、ニューヨーク州弁護士、カリフォルニア州弁護士の資格を得てご活躍され、帰国後の現在は「むさし国際法律事務所」を開設されています。

題目は、「裁判だけじゃない紛争解決の話」ということで事案を紹介しながらのお話となりました。

まずは近隣の騒音トラブルの内容でした。アメリカには、「近隣トラブル解決センター」というものがあり、近隣同士の小さな紛争をボランティア調停員が法廷外で解決するものがあるそうです。ここを利用し、双方にとってメリットがある解決方法を提示して、徹底的に話し合いをして、解決していくそうです。

清原先生から会場の皆さんに解決方法を聞いて、それについて話をしていくという感じで進んでいきました。

次に、我々の業務に関連した内容で話をさせていただきました。双方で土地の境界に関する問題があり、そこに他の問題も含めての話でした。ここでも清原先生は、会場の皆さんにどのような解決方法があるかを聞きました。また、複数の選択肢があり、その中に、「境界解決支援センターに相談」と入れていただきました。ただし、これには補足があり、「その場合はどのような解決方法があるか、述べること」とありました。

会場からは、いろいろな解決方法の案が発表され、それについて、清原先生から説明がありました。

私は、広報の仕事をしていましたが、あっという間の1時間30分であり、話の内容も大変聞きやすかったと思いました。清原先生、ありがとうございました。

講演が終わってから会長が「あんなに準備をしたのに、始まったと思ったら、もう終わった」という感想がありました。本当に、準備をした関係者の方々には頭が上がりません。

懇親会では、センター長挨拶、会長挨拶、乾杯となりました。センター発足当時の役員の方々からスピーチをいただき、発足当時の話を多くの方から聞くことができました。仲の良かった先輩方が、たくさん議論をして、センターを立ち上げてくださった苦労話などもありました。このような貴重な話を聞いただけでも、記念行事を開催してよかったと思いました。

次の開催のときに、自分がどのような立場で関わられるか、また、開催できるのかは分かりませんが、センターが継続して活動し、多くの方から信頼を得ていければいいなと思いました。

広報員 渡部 宏(福島会)



愛しき

我が会、我が地元

Vol. 74

富山会

『富山県土地家屋調査士の広報活動』

富山県土地家屋調査士会 広報部長 澤田 健

私は、広報活動に携わって今年で10年目になります。様々な活動の中で当会の会報誌が紙媒体から電子化になったり、現在ではFacebookページで各行事などの活動の様子を掲載しているなど、時代の流れに合わせて広報の方法も変わってきております。

あまり目立った活動をしておりませんが、当会の活動の一部を紹介いたします。

【無料相談会の告知】

10月の土地の日において例年、会員に協賛金を募り協賛会員の氏名とともに県内各会場での相談会の案内を新聞紙面に掲載しております。

昨年は当会としては新たな試みで、予算の都合もあり県下においては富山市のみでありましたが、各町内の回覧板により無料相談会開催を告知しました。結果としましては前年比では事前の問合せも相談件数の増加が顕著に表れ、新聞広告以上の手応えがありました。このことから回覧板に目を通し興味を持たれた方が意外に多いということが分かり、次年度は他の市町村を含め検討し、継続していきたいと思っております。

また、ラジオCMやラジオの生放送に出演し、相談会の開催を告知しました。

【14歳の挑戦】

法務局の仕事を経験する中の一つとして土地家屋調査士の業務も紹介させていただきました。中学2年生に測量体験や実際に設置されている境界標を見学してもらい、土地家屋調査士について知ってもらえるきっかけになりました。ここ数年継続して行っております。

【出前授業】

地元の工業高校の土木工学科2年生に土地家屋調査士の業務について座学での講義を行い、今年で5回目となりました。測量士補の資格を取得される生

表示登記 土地と建物の問題
無料相談会 土地家屋調査士におまかせください
境界紛争 ゼロ宣言

あれ？うちの土地の境界どこだっけ？

土地家屋調査士は土地の専門家です。地域の法律家でもあります。土地に関する様々な問題に、迅速かつ正確に対応いたします。

| 項目 | 内容 | 料金 |
|------------|-----------|----------|
| 1. 土地の測量 | 測量士補による測量 | 10,000円～ |
| 2. 境界の調査 | 境界標の設置・撤去 | 5,000円～ |
| 3. 土地の権利関係 | 登記簿の調査 | 2,000円～ |
| 4. 土地の売買 | 売買契約書の作成 | 10,000円～ |
| 5. 土地の相続 | 相続登記の申請 | 10,000円～ |
| 6. 土地の賃貸 | 賃貸契約書の作成 | 10,000円～ |
| 7. 土地の抵当 | 抵当契約書の作成 | 10,000円～ |
| 8. 土地の売却 | 売却契約書の作成 | 10,000円～ |
| 9. 土地の贈与 | 贈与契約書の作成 | 10,000円～ |
| 10. 土地の相続 | 相続登記の申請 | 10,000円～ |

富山県土地家屋調査士会 ☎076-432-2516

らんどまーく

会長挨拶

富山県土地家屋調査士会

澤田 健

徒が多いというのもあって土地家屋調査士試験には有利だということを中心に講義をしております。若い世代のうちに土地家屋調査士を知ってもらい、また仕事の魅力を伝えて将来の職業として選択してもらうために活動し続けたいと思っております。また、工業高校に限らず受験者数増加に向けた広報活動ができればと考えております。

【出前講座】

昨年10月の联合会会報でも掲載していただきましたが、地元住民向けの出前講座を一昨年から昨年にかけて計3回それぞれ県内の別の地域で開催しました。我々土地家屋調査士だけの集客は難しいと考え、地元のアマチュア落語家の方に寄席を披露してもらい、その後、土地家屋調査士による土地の境界立会いについての寸劇を行い、業務内容を伝えたり境界立会いの重要性を知っていただくために活動

を行いました。

出前講座の様子はYouTubeに動画を掲載しております。

広報活動は効果が見えにくいと思いますが、広報グッズの作成、動画の活用、FacebookページなどSNSの活用など、より多くの方に土地家屋調査士を知ってもらえるために、少ない予算で最大限の効果を目指して活動していきたいと思っています。



島根会

『私にできる社会貢献活動』

島根県土地家屋調査士会 藤原 大助

社会貢献活動の一環としまして島根県土地家屋調査士会の広報部では、県内の高校への出前授業等を定期的に行っています。島根県の土地家屋調査士の現状は、会員の高齢化が進んでいて、将来的に会員数が100名を切るのは時間の問題だと思います。総人口は全国有数の少ない島根県ですが、東西に長く現在でも過疎地等でいざ仕事を頼みたくても近くに土地家屋調査士がいないということが多々あると思います。

後で紹介する土地家屋調査士グッズ等で住民の皆様へ土地家屋調査士をアピールすることも大事だとは思いますが、島根会では未来の土地家屋調査士を探すことが社会貢献活動の一環で、また我々、島根県土地家屋調査士会広報部の使命だと思っています。

ただし、そこに大きな壁が立ちはだかっているこ

とに直面しました。いざ高校に出向き、生徒の前で土地家屋調査士の仕事の説明・アピール等をしようとしてもなかなか生徒たちに理解してもらえません。まあ理解しろという方が無理な話だとは思いますが。そこで土地家屋調査士という仕事をしていての利点、良かったこと等を伝えようと思しますがこれもなかなか難しいです。

自分自身がこの仕事を始めて今、10年を超えましたが、素晴らしい仕事だと自信をもって言うことができないのが本音です。業者から納期を迫られ、役所との交渉・押印関係書類を集める苦労等、羅列すればきりが無いほど大変なことばかりです。それでも自分がなぜ10年間この仕事を続けてきたかを真剣に考えてみると、ごくたまに得ることができる仕事後の達成感に尽きると思います。まだまだ土地家屋調査士として未熟な私でも、難しい登記が完了した時の達成感はサラリーマン時代には得ることができなかった気持ちになります。

また、これもたまにですがお客様から感謝の言葉をいただけることがあります。「あなたにお願いして本当に良かった」など言われたときは本当にこの仕事を続けて良かったと思います。

今回、この文章を書くことに当たり、高校の生徒たちに上手く土地家屋調査士の仕事の素晴らしさを伝えることができないのは、まだまだ自分自身が土地家屋調査士として未熟であるためと気付かされた気



がします。これからより一層真剣に仕事に取り組み、いつかは高校生たちに、「土地家屋調査士は素晴らしい資格です、皆さん将来目指してみませんか。」と

自信を持って言うことができるような土地家屋調査士に私自身なることが、微力ながらも私のできる小さい社会貢献活動だと思っています。

島根県土地家屋調査士会 広報グッズ紹介

車用マグネット

土地家屋調査士の仕事は車での移動が多く、移動中などに皆さんの目に留まるように車用のマグネットを配布しました。



のぼり

無料登記相談用ののぼりを作成しました。島根会では地元の公民館等で実施することが多く、地元住民の皆様が目につくように設置して登記相談を行っています。



土地家屋調査士帽子・ベスト等

土地家屋調査士は仕事で帽子・ベスト等を着用しての業務が多いため、添付写真の帽子・ベストを作成しました。暑い夏、小道具をたくさん持ち歩かなければいけない立会い時等に活躍しています。



しまねっこポロシャツ

島根のご当地ゆるキャラの「しまねっこ」をデザインしたポロシャツを利用して、土地家屋調査士のネームを入れ着用しています。人気ゆるキャラなのでとても目立ち、土地家屋調査士の良いアピールにつながっていると思います。



寄附講座に関する意見交換会

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

連合会広報部では、内部に向けた組織強化のための広報として、社会貢献事業としての人材育成をテーマとして掲げており、各会において実施されている寄附講座、出前授業の開講状況に関するアンケートを続けて実施している。

今回、上記アンケート結果を踏まえ、現在寄附講座を行っている10会1ブロック協議会の担当者と連合会広報部において、令和元年11月19日(火)午後1時30分から20日(水)正午まで、土地家屋調査士会館において寄附講座に関する意見交換会を開催した。

はじめに、小野副会長から主催者挨拶の後、山田広報部長から趣旨説明、スケジュール確認、各会代表者の自己紹介に続き各会における寄附講座の現状報告が行われた。

以下、各会の講座概要を報告する。

香川会：香川大学

| | |
|----------|--|
| 授業科目名 | 土地境界と表示登記 |
| 時間割 | 後期 火曜日 |
| 単位数 | 2 |
| 対象年次及び学部 | 3～ 法学部 |
| 学習時間 | 15講 |
| 受講者数 | 100名前後 令和元年度は50名程 |
| 考查 | 小テスト・出席・レポートで評価 |
| その他 | 講師15名、次講師育成のため講師補助を採用、広報活動としての、位置づけ(10年で3名の調査士試験合格者) |

福岡会：西南学院大学

| | |
|----------|---|
| 授業科目名 | 土地境界と登記 |
| 時間割 | 後期 木曜日 |
| 単位数 | 2 |
| 対象年次及び学部 | 法学部 |
| 学習時間 | 15講 |
| 受講者数 | 60名 |
| 考查 | 期末考查は行わず各回の講義のレポート提出で評価 |
| その他 | 平成25年、九州大学において受講生180名で開講 平成28年、西南大学で開講、寄附金は不要、講義資料はHPからダウンロードする。 不動産業務の知識の習得を目指す。 |

岡山会：岡山大学

| | |
|----------|---|
| 授業科目名 | 不動産登記法b |
| 時間割 | 4学期 金曜日 |
| 単位数 | 1 |
| 対象年次及び学部 | 3、4 法学部 |
| 学習時間 | 15講 |
| 受講者数 | 120名前後 |
| 考查 | 期末試験を実施 |
| その他 | 非常勤講師4名で大学から講師料の支給がある。 講義資料は大学事務局から学生専用のサーバへアップロード。 テキストは司法書士会と共同で作成し、販売している。 |

愛知会：名城大学

| | |
|----------|-------------------------|
| 授業科目名 | 不動産登記と土地家屋調査士 |
| 時間割 | 前期 水曜日 |
| 単位数 | 2 |
| 対象年次及び学部 | 法学部 2、3が中心 |
| 学習時間 | 15講 |
| 受講者数 | 現在は50名前後 |
| 考查 | 講義毎の小テストと全講義終了後のレポートで評価 |
| その他 | 平成23年開講、広報活動としての位置づけ |

和歌山会：和歌山大学

| | |
|----------|--|
| 授業科目名 | 国家基礎づくりに係る土地・家屋の調査 |
| 時間割 | 前期 火曜日 |
| 単位数 | 2 |
| 対象年次及び学部 | 経済学部 |
| 学習時間 | 15講 |
| 受講者数 | 44名 |
| 考查 | 講義毎のテキスト提出と期末考查 |
| その他 | 開講は平成27年で講師は現在10名 経済学部生の就職先には銀行関係、公務員希望者が多いため不動産に関する関心が高い。 社会貢献事業の一つとして土地家屋調査士業務の広報としての位置づけており、成績優秀者表彰の様子が地元新聞に掲載され、地元テレビで放映される。 |

京都会：京都産業大学

| | |
|----------|---|
| 授業科目名 | 土地家屋の調査と表示の登記 |
| 時間割 | 前期 月曜日 4講目 |
| 単位数 | 2 |
| 対象年次及び学部 | 2年次、法学部 |
| 学習時間 | 15講 |
| 受講者数 | 83名 |
| 考查 | 講義毎の小テストと期末レポート提出 |
| その他 | 大阪会による平成15年度開講の寄附講座を京都会が引き継いだ。 今年度も上位3名の成績優秀者を表彰した。 単位の取りやすい講義ではなく、中身のある講義を要望されている。 |

大阪会：近畿大学

| | |
|----------|---------------|
| 授業科目名 | 土地家屋調査 |
| 時間割 | 前期 3～4年次 |
| 単位数 | 2 |
| 対象年次及び学部 | 法学部法律学科、政策法学科 |
| 学習時間 | 15講 |
| 受講者数 | 117名 |
| 考查 | レポート提出と授業中の課題 |
| その他 | 平成20年開講、講師14名 |

大阪会：大阪工業大学

| | |
|----------|------------------------|
| 授業科目名 | 不動産登記制度と土地家屋調査士の業務について |
| 時間割 | 後期 |
| 単位数 | なし |
| 対象年次及び学部 | 工学部都市デザイン工学科 |
| 学習時間 | 3講 |
| 受講者数 | 12名 |
| 考查 | なし |
| その他 | 平成29年開講、講師3名 |

大阪会：大阪大学

| | |
|----------|----------------------------|
| 授業科目名 | 特殊講義C（土地境界紛争の諸問題） |
| 時間割 | 秋～冬期 |
| 単位数 | 2 |
| 対象年次及び学部 | 大学院高等司法研究科 3年 |
| 学習時間 | 15講 |
| 受講者数 | 6名 |
| 考查 | 平常点(確認テスト)、期末試験(課題レポートの提出) |
| その他 | 平成30年開講、講師9名 |

近畿ブロック：立命館大学

| | |
|----------|---|
| 授業科目名 | PLC特殊講義(土地・家屋の調査) |
| 時間割 | 春夏期 金曜日 |
| 単位数 | 2 |
| 対象年次及び学部 | 政策科学部 |
| 学習時間 | 15講 |
| 受講者数 | 107名 |
| 考查 | レポート及び出席状況による評価 |
| その他 | 平成25年開講、講師14名 ブロック事業として、近畿ブロック各会から講師の推薦を受けている。 |

千葉会：明海大学

| | |
|----------|-------------------|
| 授業科目名 | 地籍と不動産登記(選択必須科目) |
| 時間割 | 後期 火曜日 |
| 単位数 | 2 |
| 対象年次及び学部 | 不動産学部 |
| 学習時間 | 15講 |
| 受講者数 | 107名 |
| 考查 | 試験、レポート、出席による総合評価 |
| その他 | 平成20年開講、講師10名 |

東京会：東洋大学

| | |
|----------|----------------------|
| 授業科目名 | 土地家屋調査士と不動産の表示に関する登記 |
| 時間割 | 秋期 水曜日 |
| 単位数 | 2 |
| 対象年次及び学部 | 法学部 |
| 学習時間 | 15講 |
| 受講者数 | 30名前後 |
| 考查 | 学期末に行う試験と出席による総合評価 |
| その他 | 平成25年度開講、講師12名 |

以上の報告後、参加者の方から、寄附講座開設手順、講師の育成、寄附講座の継続性、広報としての取組方等についての活発な意見交換が行われた。

二日目は連合会広報部で作成した寄附講座モデルカリキュラム(案)について各会担当者とカリキュラム(案)の修正、各会へのカリキュラム(案)の周知方法等の協議が行われた。

今回の意見交換会に参加して、寄附講座を行うことでの社会貢献への取組と、講師を育成することで土地家屋調査士のスキルアップにつながる側面を併せ持つことのできる事業であること、そして各会の皆様のご苦勞がよく分かるお話をお聞きして、寄附講座の難しさ、取組への心構えが分かる大変有意義な二日間でした。



会長レポート

REPORT

2月16日
～3月15日

2月

17日

第15回土地家屋調査士特別研修 基礎研修の開講式収録

開講の挨拶の収録を行いました。受講者の皆さん体調に気を付けて研修を終了し、全ての皆さんが認定を受けられますよう祈っています。

18日

第12回法制審議会民法・不動産登記法部会

今回は、パブリックコメントの募集中であることから、行政、不動産業界、不動産鑑定士などの皆さんからのヒアリングを行いました。中間試案についての意見等を伺うことができました。

19日

第10回正副会長会議

19日、20日

第5回理事会

今年度最後の理事会となりました。会則改正、職務規程、来年度事業計画・予算、新人研修、年次研修、制度制定70周年記念事業等多くの議案を処理する中、ほとんどの理事者からの発言もあり、活発で有意義な理事会となりました。土地家屋調査士制度のため皆さん、これからもよろしくお願いいたします。

20日

第6回監査会

連合会の会務執行について目を光らせていただき、いろいろな点で指摘いただいています。監事の皆さん、ありがとうございます。

全国測量設計業協会連合会との協議会

現在、国会で審議中の土地基本法、国土調査法などについて意見交換を行いました。地籍調査を進めるため導入される諸施策についても、協力して対応していけるよう協議しました。これからもよろしく願いいたします。

21日

第3回地図対策室会議

14条地図作成作業規程等について協議しました。法務省、国土交通省、国土地理院、日本測量協会さんなど、多くの関係機関との協調と協力を進めていくようお願いをしました。地図対策室の皆さんこれからもよろしくお願いいたします。

26日

一般財団法人日本地図センター理事長交代による挨拶の応対

野々村邦夫理事長が退任され、新しく稲葉和雄理事長が就任されました。野々村理事長には、長い間お世話になりありがとうございました。3代の天皇陛下の即位の礼のお祝いに作成された、東京と京都の地図をいただきました。素晴らしい地図ですので、皆さん是非一度ご覧になってください。

土地家屋調査士による司法へのアプローチに関する座談会

訴訟手続の中で、どのように土地家屋調査士が、その知識と経験を活用できるのかということ、専門委員という立場から座談会を行いました。非常に興味深い座談会になったと思います。小久保先生、西田先生、北村社会事業部長さんありがとうございました。

27日

CPD 評価検討委員会

清水英範先生、安達栄司先生、鈴木満先生、そして研修部の皆さんと、CPD 評価検討委員会を

開催しました。いろいろな業界で定着しているCPDについて、意見交換と評価を頂きました。最近、社会貢献に関するものが増え、土地家屋調査士の継続学習に関する捉え方も変化してきていることを感じました。

3月

3日

第1回登記基準点有識者協議会

登記基準点有識者協議会を、清水英範先生、川口保先生、佐々木暁先生、野中副会長、原田業務部長と共に開催いたしました。私が業務部長の時からスタートした認定登記基準点も既に13年が経過し、その広がりも大きくなってきました。皆さんこれからもよろしく願いいたします。

4日

令和2年度土地家屋調査士試験委員候補者による顔合せ

鈴木副会長と共に試験委員会にお邪魔しました。私も経験させていただきましたが、土地家屋調査士の未来を担う方々に対し、どのようなことを問うのか、大変な仕事ですが、体に気を付けてよろしく願いいたします。

4日、5日

第2回全国ブロック協議会長会同

数多くの会議や、研修会などが中止延期される中、ブロック協議会長会同を開催させていただきました。来年度へ向けて事業方針、事業計画案、予算案などに関し、報告並びに協議をいたしました。活発なご意見を頂き本当にありがとうございました。

5日

会計処理等についての打合せ

財務担当の鈴木副会長、金関財務部長と新型コロナウイルスの影響によりキャンセルされた会議への旅費等の対応につき協議しました。

11日

全国土地家屋調査士政治連盟 第20回定時大会

全国土地家屋調査士政治連盟の第20回定時大会にお招きいただきました。政治家ご来賓の出席は新型コロナウイルスの影響で見合わせての開催でしたが、全国の政治連盟の皆様の生の声を聴くことができました。また、土地家屋調査士制度制定70周年の記念事業では全公連さん共々よろしく願いいたします。



広報キャラクター「ちしき 地識くん」

お知らせ

土地家屋調査士制度制定 70周年記念シンポジウムについて

本年2020年をもって「土地家屋調査士制度」は制定70周年を迎えます。日本土地家屋調査士会連合会では、この機会に、国民の安心と安全な暮らしを提供するための活動として「つながる安心と広がる未来を考える」をテーマに全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会との共催により記念シンポジウムを開催します。

皆様のご参加をお待ちしております。

土地家屋調査士制度制定70周年記念事業実行委員会



土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム

つながる安心と ひろがる未来を考える

～令和時代、土地家屋調査士の使命～

日時：2020年10月26日（月）13:00～17:30（予定）

会場：東京国際フォーラム ホールB

東京都千代田区丸の内3丁目5番1号 TEL 03-5221-9000（代）

内容（予定）

主催者挨拶 ……「今、土地家屋調査士は何をなすべきか！」

記念講演 ……「法改正に伴う土地家屋調査士の役割」

討論 ……「法改正！土地家屋調査士の使命」

提言 ……「法制定！狭あい道路解消の可能性について」

討論 ……「狭あい道路解消と土地家屋調査士」

基調講演 ……「防災・減災・国土強靱化！！

～まちづくりにおける土地家屋調査士の役割～」

【主催】日本土地家屋調査士会連合会 TEL:03-3292-0050 HP:https://www.chosashi.or.jp/
【共催】全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
【後援（予定）】法務省 ほか



土地家屋調査士とは

土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家であり、そのために必要な調査・測量、申請手続等を業とする唯一の国家資格者です。

シンポジウム開催の趣旨・目的

土地家屋調査士は70年間、国民の安心と安全な暮らしを提供するために活動をしてきました。

今般、土地家屋調査士法が改正されたことによって、土地家屋調査士法第1条が目的規定から使命規定に改正され、資格者としての位置づけとその責任がより明確にされました。

土地家屋調査士法

(土地家屋調査士の使命)

第1条 土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。

今、私たち土地家屋調査士は業務形態の変革に向けて、意識と行動を変える時期を迎えました。

近年、人口減少と高齢化社会、異常気象と自然災害、社会インフラの老朽化といった社会問題の中において、「土地家屋調査士がすべきこと」は、空き家と所有者不明土地問題、防災・減災とまちづくりへの貢献です。

この生活の基盤となる問題に私たち土地家屋調査士が、役立つ資格者であるという強いメッセージを発信し、国民生活の安心・安全と未来のまちづくりに寄与していくため、日本土地家屋調査士会連合会は、全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会と共催し、行政、官庁、関係団体、そして国民の皆様と結び合い、目的意識を共有するために土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウムを開催いたします。

アクセスマップ



2月

19日

第10回正副会長会議

<協議事項>

- 1 令和元年度第5回理事会審議事項及び協議事項の対応について

19日、20日

第5回理事会

<審議事項>

- 1 令和2年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 土地家屋調査士制度制定70周年の記念顕彰について
- 3 連合会顧問の委嘱について
- 4 研修員の選任について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則の一部改正(案)について
- 6 土地家屋調査士職務規程(案)について
- 7 業務情報公開に係る株式会社ゼンリンとの機密保持契約の期間延長について
- 8 令和3年度土地家屋調査士新人研修について
- 9 『土地家屋調査士白書2020』の作成について
- 10 登記制度創造プロジェクト担当者会同の実施について
- 11 令和2年度における土地家屋調査士制度制定70周年記念事業実行委員会の設置について

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の一部改正(案)について
- 3 土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正(案)について
- 4 令和2年度新人研修における会場費の会計処理について
- 5 年次研修について
- 6 土地家屋調査士「会員必携」の見直しについて
- 7 令和2年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について
- 8 令和元年度第2回全国ブロック協議会会長会同の運営等について

20日

第6回監査会

21日

第3回地区対策室会議

<協議事項>

- 1 不動産登記法第14条地図作成作業規程解説書の改訂について
- 2 登記所備付地図作成作業に係る入札情報について
- 3 土地家屋調査士業務の入札において的確な取扱いがされていないと思われる事案について
- 4 国土調査法第19条第5項指定の利用の推進について

27日

第3回日調連ADRセンター会議

<協議事項>

- 1 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADR制度との連携について
- 2 ADR認定土地家屋調査士及び土地家屋調査士会ADRセンターの在り方について
- 3 オンラインシステムを利用した紛争解決手続について
- 4 他のADR機関を土地家屋調査士会ADRセンターの出先とすることについて
- 5 調査・測量実施要領について

CPD評価検討委員会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士CPD制度の現状について
- 2 各土地家屋調査士会からのポイント付与に係る照会について

28日

第10回ミャンマー土地登録法制調査研究PT

3月

2日

第6回総務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の一部改正(案)について
- 3 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和元年追加)」について
- 4 土地家屋調査士会等からの照会対応について
- 5 連合会費に係る土地家屋調査士会から報告される会員数と連合会の登録における会員数との照合について
- 6 令和3年土地家屋調査士手帳の仕様について
- 7 電子会議システムの構築について

3日

第1回登記基準点有識者協議会

<協議事項>

- 1 「土地家屋調査士 新調査・測量実施要領」(仮称)について

4日、5日

第2回全国ブロック協議会会長会同

<協議事項>

- 1 各ブロック協議会の運営状況等報告について
- 2 連合会事業経過報告について
- 3 連合会が取り組んでいる事項等の説明について
- 4 令和2年度における事業方針の説明について

5日

第4回編集会議(電子会議)

<協議事項>

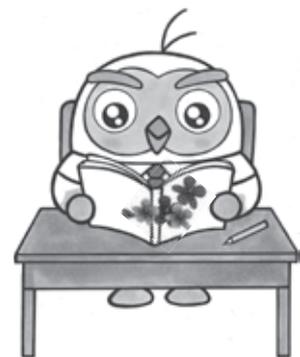
- 1 会報の編集及び発行に関する事項について

11日

研究所第2回研究テーマ「歴史的地図資料」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「歴史的な地図・資料等の地域性に関する研究」について



ちしき
広報キャラクター「地識くん」

団体総合生活補償保険のご案内

突然のケガや病気のリスクに備えましょう！



保険期間：令和1年10月1日から1年間

中途加入可能です。毎月20日締切・翌月1日補償開始となります。

POINT
1

お仕事中・日常生活を問わず、病気やケガをした場合
入院・通院ともに初日から補償されます！ ※補償タイプにより
異なります。

お支払い事例①

測量中に転倒し足を骨折。10日間入院のうえ、5日間通院治療を受けた。

●ケガのみタイプ「TB」型に2口加入の場合●

傷害入院保険金日額：8,000円、傷害通院保険金日額：4,000円



お支払い金額

入院8,000円 X 10日 = 80,000円

通院4,000円 X 5日 = 20,000円

合計：100,000円のお支払



POINT
2

介護一時金支払特約や日常生活賠償特約など
充実したオプションもご用意しています！

お支払い事例②

休日に自転車にて走行中、タクシーから降りてきた相手と接触。
相手が転倒し手を骨折したため、治療費等20万円を請求される。

●オプション「K」にご加入の場合●

最大1億円まで補償可能(一部を除いて日本国内外補償)



お支払い金額

合計：200,000円のお支払



※このご案内は保険の概要を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

MS&AD 三井住友海上

承認番号：B19-101054 承認期限：2020年10月1日

「2020年復興・減災フォーラム」

阪神・淡路大震災の発生から25年の歳月がたとうとしています。関西学院大学の災害復興制度研究所は、「人間復興」を研究・活動の理念に掲げて15年がたち、復興・減災フォーラムなどを通じ、阪神大震災が遺したものとして、「災害ボランティア」「新たな災害法制」に焦点を当てて研究を行っている機関です。2020年復興・減災フォーラムは、「震度7が遺したもの」と題して、この度、同研究所から発表がされた被災者総合支援法案を基に専門家とディスカッションが行われました。

院長 舟木 譲氏

関西学院大学も被災したこともあり、震災を伝える使命を負っていると考えています。災害が持っている様々な問題点について考え、備えるきっかけとなればと挨拶がありました。



学長 村田 治氏

当時は入試直前であったため、教員・学生とも被災した方がいました。「震度7」が遺したものと題して、震災がもたらした様々な課題があります。本当の意味での人間としての復興は、いまだ不完全なものであり、発展途上である。自然に発生した「ボランティア」は、今日での日本の災害の復興の原点であり、浸透してきたと思います。大学では、福島原子力発電所の被災や広島原子力の被害を含めた、原子力災害の恐ろしさについても取り組んでいます。災害に対する準備はどのように考え、行えばよいのか。起こることを前提とした、そうした動きを考えていきたいと思えます。



最近では1月に暴風警報が起こるなど、目に見えての気候変動があり、こうした気象に関する災害は震災と種類は異なるが、自然の驚異の中で考え取り組んでいければと考えます。

●基調講演「今に続く1・17」

宝塚市長 中川智子氏

ボランティアの話を大勢の前で話す経験が今までありませんでした。この数日、25年前を思い出していました。とにかく必死で、記録を取っていなかったため、記憶だけで話をしますとし、当時の状況を振り返りながら、何を備えていけば防げたのかを考え、伝えていくことが重要であると述べられました。



また、東北の震災を受け、宝塚市の職員の派遣部隊も結成しました。被災地では被災証明発行の手続の細かい説明や方法について、支援を行いました。行政との連携としては、カウンターパート方式の締結です。どこの自治体がどの自治体を支援し合うのか、ということを決めておく重要性について、県知事の支援を受けて実現しました。

物資の輸送に関する被災地の知恵についても、発信し続けました。「支援物資は、被災地に送ってはダメ」、これが得た教訓だったからでした。

東北の支援での失敗もあります。私が派遣した宝塚市の応援職員の方が1名自殺してしまいました。そうした支援する方へのケアが私にはできませんでした。家族の方にも謝罪に行きましたが、今でもその十字架を背負って活動をしています。これからもそうした失敗から学び、迅速に対応できるよう準備と努力をしていくこととしています。

●報告「新たな災害法制に挑む」

関西学院大学災害復興制度研究所主任研究員・教授 野呂雅之氏

この5年における災害復興研究所の成果について

災害の復興の工程で復興期が一番重要な時期です。研究所では被災の現場に向いて、その課題について研究に生かし、現場と研究の融合をしています。研究所はそうした経験を広めることで、一般の方々にとって、小さな明かりでも照らす灯台として機能しようとしたわけです。その仕事として復興・

減災フォーラムを開催しています。

阪神・淡路大震災が遺したのは、ボランティア元年といわれた定着と、被災者生活再建支援法の成立です。研究所ではこの5年で被災者総合支援法試案を作成しました。災害が起こり法律が作られましたが、それは悪いことではありませんが、つぎはぎだらけな状態になってしまいました。そうしたものを棚卸し、連携を整えた総合支援制度としての統合をすることです。現状では、被災者が参加できないトップダウン的な制度になっている問題があります。解決のための協議会の発足と支援計画とその策定を社会福祉協議会や自治会など被災者参加型で結成することです。また異議申し立てなどの機会を与えるためにオンブズマン制度なども含まれています。

この試案は、あらゆる専門家が結集して作成されたものであり、被災者を中心とした、支援と制度の運営が行われることがまとめられていることから、更に国会で議論していただきたいと思います。

関西学院大学のモットーとして奉仕のための伝達という言葉があり、そうしたことから、人々に奉仕するサービスとその実現に向けて、支援していきたいと思います。

兵庫県副知事 金沢和夫氏

25年、区切りの年となりますが、その経験の風化が懸念されています。今では、半数が被災経験のない方であるという現象に直面しています。風水害も含め擬人化しており、様々な仕組みとしての進化と充実はしていますが、十分ではありません。そうしたことに関わることが、重要なことでもあります。これからどういう行動を我が事として、考えていくかが更に重要であることと思います。



全国の知事会でもそのような在り方を検討し、国に伝えておりますが、今般のフォーラムでも有意義なものとなるようにと思います。

●パネルディスカッション「人間復興」の実現に向けて

<コーディネーター>

津久井進(弁護士)

<パネリスト>

石垣 のりこ(参議院議員)

泉田 裕彦(衆議院議員)

金子 由芳(神戸大学大学院国際協力研究科 教授)

山崎 栄一(関西学院大学社会安全学部 教授)



自己紹介テーマ3つ

- ・ どのような被災地とのかかわりか
- ・ どんな活動をしてきたか
- ・ 自身の考え

質問：泉田氏の被災者の声を反映しない仕組みについて。

質問：人のニーズを聞くためには、人員が要るが、また人とのつながりについてどうやって形成していくのか。

質問：では、意見の上がりやすい仕組みについて、国レベルではどうなのか。

質問：民間の活動から国政に行った際、被災地自体が頑張らないといけませんが、感じる点は。

質問：原発については。

3つのテーマを基に自己紹介が行われ、各質問に対しそれぞれの観点から意見を述べられた。

フォーラムに参加して

震災当時は学生で、25年後に専門家という立場でこのようなフォーラムに参加するとはつゆと思っていませんでした。アルバイト先の先輩が関西学院大学に通っていましたが、今でも思い出します。

災害が発生して多くの方々が被災することは、決してよいことではないですが、近年の気象変化もさることながら、常日頃より備えておくことの重要性は誰しもが口にすることです。しかし、大きな枠組で支援を行うものが、逆に隔たりとなり、必要なものが必要な人に行き渡らないという非合理性は、社会を形成してより公平性を遵守することと、時にタイミングがズレてしまえば、全く役に立たないということを知っておくという機会がもっと増えればと思います。

平常時の正義と非常時の正義のバランスをうまく保ち、我々土地家屋調査士として、復興に携わる際に最良なアドバイスができる形をそうした目線で、これまでの常識を棚上げして考え直してはどうだろうか。

広報員 藤井十章(兵庫会)

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和2年2月3日付

東京 8132 佐藤 健介
千葉 2215 佐久間雄樹
群馬 1082 樋口 浩史
静岡 1827 大村 俊介
三重 907 佐藤 久平
石川 679 高原 洋和
岡山 1405 野上 将材

令和2年2月10日付

千葉 2216 戸辺 篤香
札幌 1216 信田 和重

令和2年2月20日付

東京 8134 萩原 和弥
埼玉 2698 岡部 有知
千葉 2217 志村 雅之
鹿児島 1106 得田 明宏
鹿児島 1107 吉村 祐美
宮城 1049 高橋 佑典

登録取消し者

令和元年8月12日付

新潟 1643 小林 正

令和元年12月13日付

香川 709 四橋 雅博

令和元年12月21日付

宮城 765 日野 信和

令和元年12月25日付

高知 490 細木 伸一

令和元年12月26日付

東京 5690 杉山 保男

令和2年1月6日付

愛媛 451 宮内 大介

令和2年1月9日付

大阪 1651 田代 信行

令和2年1月11日付

福岡 608 宇都宮忠光

令和2年1月14日付

山口 427 福田 哲郎
福岡 1660 平山 義嗣

令和2年1月20日付

京都 468 人見 昌広

令和2年1月31日付

静岡 1313 村松 利光

令和2年2月3日付

神奈川 1624 杉本 卓司
長野 2322 林 貞治
新潟 2034 横山 滋
愛知 2143 宮瀬 明
三重 898 藤井 由香
長崎 590 山下 正則
宮城 595 師岡 洋平
宮城 655 高橋 幹夫

令和2年2月10日付

東京 6674 中村 忠夫
東京 7563 滝島 博
千葉 1445 佐瀬 俊雄
新潟 1729 齋藤 貞治
新潟 1836 中村 武雄
富山 530 窪野 良城
岡山 1083 江草 生典
福岡 2081 豊浦 淑美
大分 714 三宮 英一

令和2年2月20日付

神奈川 3013 末永 則雄
栃木 932 高瀬 洋二
兵庫 2493 猪飼 忠嗣

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和2年2月3日付

群馬 1082 樋口 浩史
三重 907 佐藤 久平
宮崎 613 外村 昭徳
宮崎 753 石山 淳二
宮崎 760 小田 真丈
宮崎 763 畑中 和彦

令和元年度土地家屋調査士試験の結果について

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第6条第1項の規定による令和元年度土地家屋調査士試験の合格者が発表されました。

同試験の結果の概要は、下記のとおりです。

なお、令和元年度土地家屋調査士試験合格者の「受験地・受験番号・氏名」は、令和2年3月6日付け官報に掲載されています。

記

| | | |
|---------|--|--|
| 試験日 | 筆記試験(令和元年10月20日)、口述試験(令和2年1月23日) | |
| 出願者数 | 5,270名 | |
| 受験者数 | 4,198名(午前の部の試験を免除された者であって午後の部を受験した者並びに午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。) | |
| 合格者数 | 406名(男372名・91.6% 女34名・8.4%) | |
| 筆記試験合格点 | 午前の部の試験を受験した者 | 午前の部の試験 満点100点中70.0点以上 かつ 午後の部の試験 満点100点中76.5点以上 |
| | 午前の部の試験を免除された者 | 午後の部の試験 満点100点中76.5点以上 |

(午前の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点60点中30.0点に、記述式問題については満点40点中34.0点に、午後の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点50点中32.5点に、記述式問題については満点50点中33.0点にそれぞれ達しない場合には、それだけで不合格とされた。)

平均年齢 39.63 歳
 最低年齢 21 歳 3 名
 最高年齢 70 歳 1 名 ※年齢は R2.2.14 現在

生年別合格者数

| 生年 | 人数 | 生年 | 人数 | 生年 | 人数 |
|-------|----|-------|----|-------|-----|
| 平成10年 | 4 | 昭和56年 | 15 | 昭和39年 | 2 |
| 平成9年 | 1 | 昭和55年 | 17 | 昭和38年 | 2 |
| 平成8年 | 2 | 昭和54年 | 10 | 昭和37年 | 2 |
| 平成7年 | 4 | 昭和53年 | 22 | 昭和36年 | 2 |
| 平成6年 | 5 | 昭和52年 | 12 | 昭和35年 | 3 |
| 平成5年 | 8 | 昭和51年 | 14 | 昭和34年 | 2 |
| 平成4年 | 8 | 昭和50年 | 12 | 昭和33年 | 1 |
| 平成3年 | 13 | 昭和49年 | 14 | 昭和32年 | 3 |
| 平成2年 | 9 | 昭和48年 | 17 | 昭和31年 | 1 |
| 平成1年 | 13 | 昭和47年 | 10 | 昭和30年 | 2 |
| 昭和63年 | 13 | 昭和46年 | 12 | 昭和27年 | 2 |
| 昭和62年 | 17 | 昭和45年 | 11 | 昭和26年 | 1 |
| 昭和61年 | 17 | 昭和44年 | 7 | 昭和25年 | 1 |
| 昭和60年 | 15 | 昭和43年 | 2 | 昭和24年 | 1 |
| 昭和59年 | 18 | 昭和42年 | 9 | 合計 | 406 |
| 昭和58年 | 23 | 昭和41年 | 4 | | |
| 昭和57年 | 19 | 昭和40年 | 4 | | |

受験地別合格者数

| 受験地 | 人数 |
|-----|-----|
| 東京 | 158 |
| 大阪 | 57 |
| 名古屋 | 57 |
| 広島 | 23 |
| 福岡 | 47 |
| 那覇 | 6 |
| 仙台 | 30 |
| 札幌 | 10 |
| 高松 | 18 |
| 合計 | 406 |



「花見船」

深谷健吾

墨堤を右に左に花見船
 単線の飛驒川に沿ひ山ざくら
 春愁や色あざやかな深海魚
 横文字の読めぬ店の名四月馬鹿

当季雑詠

深谷健吾選

茨城 島田 操
 立春や老いにふくらむ旅心
 せせらぎのほとばしる音猫柳
 清貧の暮らしの中や梅の花
 果樹園の鉄の音や日脚伸ぶ

茨城 中原ひそむ

焼肉の匂ひ何処から春隣
 冬晴れや港の見ゆる二階窓
 故郷の一番星や山眠る
 飢えを知る歳や七草粥すすする

愛知 清水 正明

強東風に荒縄緩む馬防柵
 せせらぎは破瓜の涙か露の臺
 金縷梅の振れ解けし乎那の峯
 寝そべれば袴広げる土筆かな

山形 柏屋 敏秋

古希になり決意新たに年迎ふ
 パノラマの空に初日の峠村
 門松の大きき競ふ酒の村
 午睡する孫の目覚めの初笑ひ

今月の作品から

深谷健吾

清貧の暮らしの中や梅の花

島田 操

「梅の花」とは、春の季語。「梅」の傍題。春、万木に先がけて開花するので春告草の別名がある。今は、花といえば桜を指すのが常識のようにいわれるが、初めは梅こそが「花」だったのである。人生いろいろ、暮らしもいろいろ、梅もいろいろである。提句は、世の中において、暮らしも人それぞれであり、梅の花も紅梅、白梅、枝垂れ梅、臥龍梅などそれぞれである。古来の日本の花、即ち梅の花の如くに日本人らしく暮らしなさいと言っている様。季語の「梅の花」の擬人化が巧みな一句である。

中原ひそむ

飢えを知る歳や七草粥すすする

「七草粥」とは、新年の季語。正月七日に七種類の若菜を粥に入れて食べる風習がある。その風習を七草と呼び、その日のことも七草と言っている。その粥が七草粥で、これを食べると万病を除くという中国の古い習わしが我が国に伝わり、広く全国に広がったのである。提句の作者は戦争経験者か。人生の回想句か。句の中七の「歳や七草」の句またがりの技法がよく効いた佳句である。

清水 正明

金縷梅の振れ解けし乎那の峯

「金縷梅」は、冬の季語。マンサク科の落

葉低木あるいは小高木で、春を告げる花。山野に自生するが、観賞用としても植えられる。金縷梅(満作)の名は早春、他に先駆けて「ます咲く」ことから転じたとも、紐状の黄色い四弁花は稲穂を思わせ、豊年満作につながるからとも言われる。提句には、「乎那の峯は浜松市三ヶ日町の金縷梅の群生地があり、万葉歌碑でも有名」との添書がある。尚、提句の眼目は中七の「振れ解けし」のフレーズである。金縷梅の花は紐状の四弁花であり、その花の光景を中七に詠み込んだ観察力の確かさに敬服する一句である。

柏屋 敏秋

パノラマの空に初日の峠村

「初日」とは、新年の季語。元日の日の出であり、その日の光をいう。除夜の夜半に新年になるのであるが、やはり日の出を待つて新しい年の来る感は深い。暗いうちに山上などでこの初日を迎える人も多い。その日の出直前の東天の茜色を初茜といい、またその明け方を初東雲という。またこの初日の光によってほのぼのと明るくなってくるのを初明かりという。提句は、パノラマの空の初日と峠村との取り合わせの妙の光景を活写したスケールの大きな佳句である。

事前調査から事件管理・再活用、さらに新規受託をサポート!

土地家屋調査士 調査情報保全活用

調査士カルテ Map

業務支援システムを準備しました

住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能!

※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
地図印刷!

地図上で事件簿
管理ができます!

SIMA図示や
多彩な地図検索!



情報の保全・管理・活用

調査情報を地図上の位置と
紐づけて一元管理

調査情報
登録・管理

情報活用

全国で業務連携

事務所広報による
市場拡大や
社会貢献にもつながる

「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現

このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に!

全国閲覧可

負担月額 **3,000**円(税別) ◁ お申し込み月の月末まで無料期間

- Web アプリケーションのため、通常のインターネット環境があればご利用が可能です。
- お申し込みには「所属土地家屋調査士会名」と「登録番号」が必要となります。

詳細は連合会 Web サイト「会員の広場」へ

【お申し込み】



- ① 連合会 Web サイトへアクセス
- ② 会員の広場へログイン
- ③ 土地家屋調査士調査情報保全管理システム
「調査士カルテ Map」

【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
E-mail kartemap@chosashi.or.jp

システム説明会
開催

「調査士カルテ Map」システム説明会開催の

ご相談受付中!

ゼンリンから
講師派遣します

無料

●詳しくはお問合せください → mail:kartemap@zenrin.co.jp

編集後記

[March winds and April showers.Bring forth May flowers.]

～3月の風と4月の雨が、5月の花を運んでくる～

令和2(2020)年度がスタートしました。4月といえば入学式や入社式、お花見や歓迎会、気分を一新して明るい新生活が始まる雰囲気があります。「さあ、始めよう!」というのが4月のイメージでしょうか。何か新しいことを始めると、慣れないことに取り組むことで辛いことや大変なことも多くあります。目標達成のために幾つもの風や雨に耐え、必ず花が咲くことを忘れないようにしたいものです。

さて、2月号から3回にわたり、オンライン登記推進室より「調査士報告方式について」を連載させていただきました。第1部は「調査士報告方式」への道として、これまでのオンライン申請の歩みを、第2部は「調査士報告方式」の申請方法及び要点として、オンライン申請のメリット及び要点を、第3部はオンライン登記申請の導入編への道として、事前準備

や環境設定についてお伝えさせていただきました。昨年11月からスタートした調査士報告方式ですが、まだオンライン申請の環境が整っていない方は、これを機にまず環境を整えてみませんか。環境は整っているが利用していないという方は、まず1件でも試してみませんか。従前の特則方式を利用されている方は、調査士報告方式を試してみませんか。せっかくの4月です。新しいことに取り組んで、花を咲かせてみませんか。

今月の編集後記の見出しですが、もう一つ意味があります。それは～辛い時期を乗り越えると、幸せが待っている～というものです。日々の報道のとおり新型コロナウイルス感染症の影響で、経済や産業にも大きな影響が出ておりますが、いち早く通常の生活に戻れることを願うばかりです。この辛い時期を乗り越えることで必ず幸せな時は訪れると信じましょう。

広報部理事 高橋正典(茨城会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 國吉 正和

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社



広報キャラクター「地識くん」